

議案説明書

令和8年4月臨時会

令和8年生駒市議会第4回(4月)臨時会 議案説明会

1 日 時 令和8年4月23日(木) 午前10時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

報告第4号	市長専決処分について(損害賠償の額の決定について)
議案第32号	専決処分につき承認を求めることについて(生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第33号	専決処分につき承認を求めることについて(生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第34号	専決処分につき承認を求めることについて(生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

4 出席議員

福中眞美 白本和久 伊木まり子 塩見牧子 浜田佳資 竹内ひろみ
恵比須幹夫 成田智樹 吉村善明 片山誠也 改正大祐 神山さとし
山下一哉 加藤裕美 中嶋宏明 中尾節子 梶井憲子 辰巳綾子
芦谷真治 森雄亮 橋本宏淳 高杉千代子

5 説明のため出席した者

財 務 部 長 川島健司 子育て健康部長 岡村匡祐 生涯学習部長 南口嘉子

報告第4号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【生涯学習部】

はじめに、「1 事案の概要」です。

生駒市史編さん事業において、生駒市史第1巻の執筆謝礼として原稿料を支払いましたが、その原稿料に係る源泉所得税及び復興特別所得税について、令和8年1月13日に国に納付した後に、算定を誤り、納付が過少となっていたことが判明しました。

急ぎよ、税務署に連絡を行った上で不足分を納付したものの、既に納付期限が過ぎていたことから、不納付加算税の通知を受け、その納付期限が4月27日となっていたため、地方自治法第180条第1項に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定として、令和8年4月17日に専決処分を行いました。

次に、「2 損害賠償の額」、つまりは不納付加算税の額は、1万2500円です。

次に、「3 補足」です。

市史編さん第1巻の原稿料総額は、333万円で、執筆者には、令和7年12月15日に支払いました。

次に、誤って徴収した源泉徴収税率は、3.063%、金額は、10万1992円で、本年1月13日に国に納付しています。

次に、原稿料としての正しい源泉徴収税率は、10.21%、金額は、36万1634円で、差額となる25万9642円を2月10日に納付しています。

今回の誤りは、「原稿料」の源泉徴収税率が、「給与」とは異なることに気付かずに徴収したことから発生したものです。

議案第32号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

【財務部】

2議案は、令和8年3月定例会の議会運営委員会において、事前に専決処分の申入れをしたもので、「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、本年4月1日から施行しなければならない部分について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付けで専決処分を行ったことから、同条第3項の規定により報告するものです。

まず、生駒市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について、1の軽自動車税の改正については、米国関税措置の影響を緩和し、自動車市場の活性化を図るとともに、自動車取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年4月1日に、「軽自動車税環境性能割」を廃止するとともに、廃止に伴う所要の改正を行うものです。

次に、2の固定資産税について、一つ目は、新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限を5年間延長するもので、一般の住宅については最初の3年度分を、認定長期優良住宅については5年度分の税額を2分の1に減額するとともに、床面積の要件を50平米以上280平米以下から40平米以上240平米以下としたものです。

次に、二つ目の特別特定建築物に係る税額の減額措置の延長等については、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等の税額減額措置について、対象を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物全般とし、国の補助を受け、基準に適合する改修を行った一定のものについて、減額割合を参酌基準どおり3分の1とする改正を行い、適用期限を3年間延長したものです。

次に、三つ目の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長等については、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電等の設備に係る特例率を拡充するもので、ペロブスカイト太陽電池に関するものは2分の1、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づくものについては5分の3、「港湾法」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」又は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づくものは3分の2と、いずれも参酌基準どおりの特例率を適用する改正を行ったものです。

また、これらの措置についても、適用期限を3年間延長するものです。

次に、3のその他として、説明した箇所以外に、法令の改正による条文の整理等、所要の改正を行っています。

続いて、生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例について、都市計画税条例においても、固定資産税と同様の負担調整措置と、法令の改正による条文の整理等、所要の改正を行っています。

最後に、施行期日は、生駒市税条例、生駒市都市計画税条例ともに、令和8年4月1日です。

なお、今回の税制改正で、施行期日が令和8年4月1日以降となる市税条例等の改正箇所があるものについては、今後の定例会で提案する予定です。

議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

【子育て健康部】

今回の改正については、先の3月定例会の議会運営委員会において、事前に専決処分の申入れをしたもので、令和8年3月31日付けで、「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、「生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和8年3月31日付けで専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

今回の改正については、令和7年度に引き続き、(1)低所得者に係る保険税軽減の対象世帯を拡大するものと、(2)子ども・子育て支援納付金分の追加についてです。

はじめに、国民健康保険税の軽減については、応益分である世帯人数に係る均等割と、1世帯当たりの平等割を、世帯の所得額により、7割、5割、2割の3段階で軽減しています。

今回は、このうち、2割軽減と5割軽減について改正するものです。

次に、具体的な事例として、3人世帯の所得基準を例にすると、「2割軽減の拡大」については、軽減対象となる1人当たりの金額を56万円から57万円に1万円引き上げ、

世帯の給与収入で約313万1000円以下が、改正後は、約317万1000円以下までの世帯に拡大します。

「5割軽減の拡大」についても、軽減対象となる1人当たりの金額を30万5000円から31万円に5000円引き上げ、世帯の給与収入で約203万5000円以下が、改正後は、約205万9000円以下までの世帯に拡大します。

図表で示すように、保険税軽減の対象世帯が拡大することになります。

次に、二つ目の改正内容としては、国民健康保険税の算定項目に「子ども・子育て支援納付金」を追加するものです。

なお、子ども・子育て支援納付金の均等割については、18歳未満の被保険者及び18歳に達した後、最初の3月31日までの被保険者分は全額軽減され、その軽減分は18歳以上の被保険者に賦課されることとなります。表の均等割の表記が「均等割」と別に「18歳以上均等割」となっているのは、18歳未満者の軽減分の負担を明確にするためです。

税率等は、所得割が0.31%、均等割が合計で1900円、賦課限度額は3万円となっています。

施行期日は、令和8年4月1日です。